

産婦健康診査、1 か月児健康診査にかかる費用の助成について



① 受診票による助成

- ◆産婦健康診査1 回分または2 回分(回数は医療機関・助産所で異なります)、1 か月児健康診査1 回分を助成します

産婦健康診査、1 か月児健康診査を受診する時に、「下川町産婦健康診査受診票」および「下川町1 か月児健康診査受診票」を提出してください。

健康診査	使用時期 助成金額	助成額	診査項目
産婦 健康診査	産後2 週前後 産後1 か月前後	5,000 円/回	(1) 問診(生活環境、授乳状況、育児不安、 精神疾患の既往歴、服薬歴等) (2) 診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等) (3) 血圧測定・体重測定 (4) 尿検査(蛋白・糖) (5) エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS) ※必ず記入してから受診してください
1 か月児 健康診査	生後1 か月前後	4,000 円/回	(1) 問診(身体発育状況、養育環境、健康相談等) (2) 診察(身体発育状況、栄養状態等) (3) 身体測定

② 受診票を使わずに自己負担で受けた場合の助成

次の場合の費用を助成します。

- ・お渡しした受診票を使用できる産婦健康診査(2 回分)、1 か月児健康診査(1 回分)以外の週数に受けた産婦健康診査および1 か月児健康診査
- ・受診票が使用できない医療機関で受けた産婦健康診査および1 か月児健康診査
※保険診療でお支払いされている場合は、助成対象外となりますのでご了承ください。

◆助成の受け方

ハピネスの窓口で、申請していただくことで助成が受けられます。

必要なものは次のとおりです。

- ① 申請書(ハピネスでお渡しします。)
- ② 該当する健康診査の**領収書**
- ③ 振込先となる方の**銀行名・口座番号・口座名義がわかるもの**。



- ◆産婦健康診査および1 か月児健康診査の最終受診日から6 か月以内に申請されたものが有効です。期間を過ぎると無効になりますので、早めに申請してください。